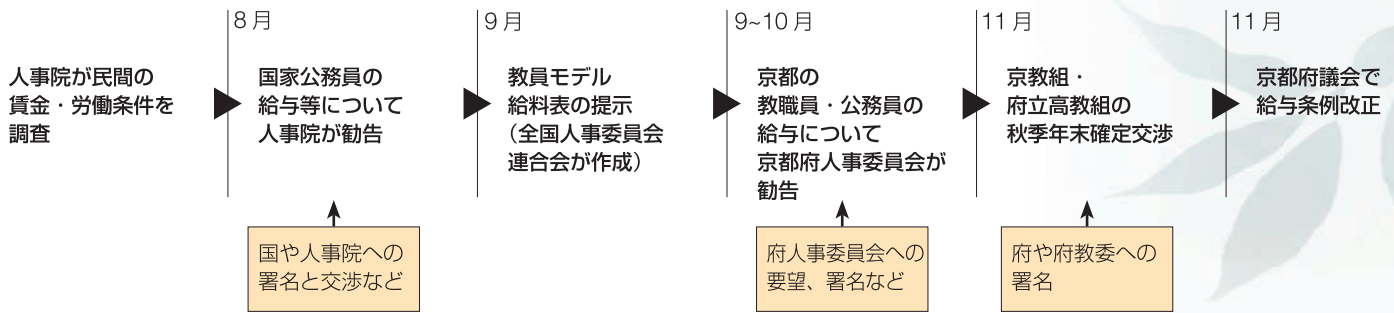


## 教職員の賃金 = 教育の発展と日本の未来

### 教職員の賃金・労働条件の決まり方と組合の運動について



・現在、公務員には労働基本権の制約があり、その代償措置として人事院勧告制度がある。しかし、2012年度からは、この制度がなくなり、労働者と使用者の交渉によって賃金、労働条件が決定される可能性大である。

### 京都府の教職員の賃金についての解説

支給項目内訳	
給料表・級・号給	05-02-139
給料月額	410,400
(経過措置含む)	429,865
給料	* 429,865
給料の調整額	
教職調整額	17,194
扶養手当	
地域手当	22,352
住居手当	3,600
通勤手当	5,000
単身赴任手当	
特勤手当(月額)	
特勤手当(日額)	
特地勤務手当	
へき地手当	
特地勤務(準)手当	
へき地(準)手当	
時間外勤務手当	
宿日直手当	
管理職特別勤務手当	
夜間勤務手当	
休日勤務手当	
管理職手当	
初任給調整手当	
教員特別手当	10,200
農林漁業普及手当	
定時制通信手当	
産業教育手当	
児童手当	
子ども手当	
期末手当	
勤勉手当	

- **給料表・級・号給**  
2006年度から「給与構造改革」で給料表は細分化され、従来の1号給が4分割され、2011年1月からは1年間に4つ分が上がる予定。一方、賃金リンクの査定昇給制度では「評価」によって、上がらない人、2つだけ上がる人、4つ(標準)、6つ、8つ上がる人が出てくる。
- **経過措置**  
「給与構造改革」では全体として賃金水準は大幅に引き下げられたが、運動の中で2006年3月時点の給料月額を保障させることができた。40代半ばから50代には、この経過措置者が多く、その額での支給となっているが、09年・10年の勧告では現給保障額も下げられている。
- **給料の調整額**  
障害児学級・障害児学校の教職員に支給。職務の複雑、困難、特殊な職員の職に対して支給。2010年度から調整数が引き下げられ、経過措置中。
- **教職調整額**  
教育職員に給料の月額額の4%が支給。1966年の文部省の教員勤務実態調査での超過勤務が4%額に相当する時間だったために、4%支給となった。教育職には限定4項目以外で超過勤務を命じることはできない。教職調整額は超過勤務ではない。
- **地域手当**  
2010年4月から、減額により9%地域、5%地域、2.8%地域となった。
- **住居手当**  
手当の中味は「持ち家・借家」、「借間」に分かれる。持ち家手当は現在月額3,600円であるが、府の勧告では「平成23年度から廃止」とされている。
- **時間外手当**  
行政職賃金表適用者に支給。しかし、原資が決められているので実際の支給は全てとはなっていない。教育職員では1971年に制定された「教育職員の給与等に関する特別措置法」によって、時間外手当の支給制度はない。
- **教員特別手当**  
義務教育等教員特別手当のこと。1975年に「教員の人材確保」のために創設。教育職員への支給であり、「等」には高校や障害児学校高等部等が含まれる。この間、減額が続いている。
- **定時制手当、産業教育手当**  
高校の定時制、通信制、産業教育に従事する教育職員に支給。職務の複雑困難、職の特殊性に対して支給。2009年度から減額、現在、経過措置中。
- **期末・勤勉手当(夏季・冬季一時金)**  
1991年には3月支給も含め、年間5.45月分の支給だったが、2009年は4.15月へと。更に、10年度勧告では3.95月に。賃金リンクの評価制度の京都府の基準では、勤勉手当で「良好(標準)」と「優秀」では0.1月分の差が出る。

その他、お尋ねごと等、お近くの分会役員や府立高教組本部に、お気軽にご相談下さい。組合へのご加入もぜひ、よろしく申し上げます。



# 定年まで、安心して働ける職場をつくろう

## 府立高教組の3大テーマ

教職員の長時間過密労働が減り、  
なくなる職場を

労働安全衛生法を守り、  
校内衛生委員会を大事にした職場を

メンタルヘルス不全を減らし、  
治療やサポートがしやすい職場を

### あなたの「仕事と健康」をチェックしよう

全労連編（仕事と健康チェック手帳）

(A) 睡眠	<input type="checkbox"/> 寝付きが悪い	個
	<input type="checkbox"/> 眠りが浅く一晩に何度も目がさめる	
	<input type="checkbox"/> 寝付きが悪く眠れず朝早く目が覚める	
(B) 気力	<input type="checkbox"/> 朝のうちは調子が出ず、午後は気分が良くなる	個
	<input type="checkbox"/> 仕事の能率が悪く、おっくうで根気がない	
	<input type="checkbox"/> 会議に出たり人と話し合うのがいやになる	
(C) 意欲	<input type="checkbox"/> 仕事がいやでよく休む	個
	<input type="checkbox"/> 仕事に張り合いがなく、仕事の展望がない	
	<input type="checkbox"/> 何のために仕事をしているのか分からなくなる	
(D) 気分	<input type="checkbox"/> 理由なくイライラして落ち着きなくなる	個
	<input type="checkbox"/> 自分が別世界の中にいるような感じする	
	<input type="checkbox"/> まわりから怠け病とか人が変わったといわれる	
(E) 不安感	<input type="checkbox"/> 憂鬱で気分が沈みがちである	個
	<input type="checkbox"/> 身体のこと気がなって仕方がない	
	<input type="checkbox"/> なにか悪い病気になっている様な気がする	

(F) 展望感	<input type="checkbox"/> 人生がつまらなく生きていく自信がない	個
	<input type="checkbox"/> 人のいない静かな山や海のそばでくらしたい	
	<input type="checkbox"/> 買い物や人に会いに出かけるのがいやになった	
(G) 集中力	<input type="checkbox"/> 本を読んだりテレビを見る興味が無くなった	個
	<input type="checkbox"/> 服装、化粧、ファッションに関心が持てない	
	<input type="checkbox"/> 家事や片づけをするのがいやでたまらない	
(H) 食欲	<input type="checkbox"/> 食事が進まず物の味がしない	個
	<input type="checkbox"/> 胃や腸の具合が悪い	
	<input type="checkbox"/> のどの奥に物がつかえる感じがする	
(I) 感覚	<input type="checkbox"/> 目が疲れやすい	個
	<input type="checkbox"/> 騒音が気になる	
	<input type="checkbox"/> 頭痛がしたり頭が重い	
(J) 疲労感	<input type="checkbox"/> 身体がだるく疲れやすい	個
	<input type="checkbox"/> 首すじや肩がこって痛んだりする	
	<input type="checkbox"/> 胸に圧迫感があったり動悸、息切れがする	

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	計	評価と対策

20個以上:直ちに対策が必要(職場と家庭が協力して医療的にも生活的にも)  
10~20個:何らかの措置が必要。精神科医等への相談も必要  
5~9個:○の個数がA~Jのどこに集中しているかを見て対策を考えることが必要

### メンタルヘルス・過労チェック表

#### 府教委の府立学校教職員勤務実態調査結果 (2004年11月~12月実施)

- 調査対象校 11校 (全日高校・分校 8校、定時通信制 1校、障害児校 2校)、  
方法はタイムレコーダーでの打刻
- 時間外勤務時間は、1日平均で最長 3時間 21分、最短 0時間 21分
- 時間外勤務等の内容、上位 3
  - 1位 教務・生指・進路、保健、HR 担任意務等の分掌業務
  - 2位 週休日等における部活動指導等の業務
  - 3位 教材準備業務

#### 府立学校出退勤時間調査 (2010年1月に3週間実施)

- 全府立学校で実施、回答人数は 3,891人 (全体の 82.5%)、方法はパソコン入力及び手書き申告
- 学校滞在時間の一人平均は 10時間 19分。高校全日制 10時間 27分、高校定時制 9時間 29分、障害児学校 10時間 02分 (現在の勤務時間は 7時間 45分と 45分の休憩。合計では 8時間 30分)
- 年代別での滞在時間は、年代が上がるにつれて短くなり、新採正規と新採臨時的任用者では新採正規が 1時間以上長くなった。45分の休憩時間取得や土日出勤については正確な調査はなし。

#### 2006年4月3日文科省通知

- 事業者は月当たり 100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる時は労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。
- 長時間の労働 (月当たり 80時間を超えた人) により、疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者についても面接指導、また準ずる措置を講じるように努めなければならない。
- 使用者は労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。使用者が始業、終業時刻を確

認し、記録する方法として、原則として次のいずれかの方法によること (使用者自らが確認、タイムカード・ICカード等の客観的な記録を基盤として確認)

#### 労働安全衛生規則 第23条

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会を毎月 1回以上、開催するようにならなければならない。
- 事業者は委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって、労働者に周知しなければならない。

#### NPO法人 メンタルサポート京都 (京都心の健康支援センター)

- 内容は、「働く人の心の健康」づくりとしてカウンセリングサポートと職場へのフィードバックシステム
- 場所は京都市中京区壬生  
電話 (075-874-4700) ファクス (075-874-4701)
- 加入は、団体としての加入が必要である。

#### 公立学校共済組合のメンタルサポート

- 本部事業 「教職員健康相談 24」、主に電話での相談 (0120-24-8349) 「専門医によるセカンドオピニオン相談事業」、主に専門医紹介。(0120-21-249) 「面談によるメンタルヘルス相談」、1回の相談は約 50分、年間 5回無料。相談所は京都市内 5箇所。(0120-783-269)
- 京都支部事業 「こころの健康相談室」、府内 4カ所と近畿中央病院。経費全額助成

(府立高教組の組合費の月額、給料月額の 2%強程度で、39歳以下の教職員等々には割引制度があり、臨時教職員と再任用の方は定額です。)

その他、お尋ねごと等、お近くの分会役員や府立高教組本部に、お気軽にご相談下さい。組合へのご加入もぜひ、よろしくお願ひします。

# 京都府立高等学校教職員組合

〒606-8397 京都市左京区丸太町新道上ル京都府教育会館内 / Eメール honbu@kyoto-fuko.com

TEL. 075-751-1645  
FAX. 075-752-2988

